

2023年3月27日

お取引先様 各位



がん原性物質の通知につきまして

貴社益々ご盛栄のこと、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2022年12月26日に「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」が告示されました(厚労省告示第371号)。

この告示は2023年4月1日から施行されます。

また、この告示は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物で、2021年3月31日までに当該区分に該当すると分類されたものが対象になります。

この「がん原性物質」は、作業記録等の30年間の保存が、労働安全衛生規則第577条の2第3項に規定されています。

尚、本規定による「がん原生物質」の対象製品は下記の通りとなります。

S D S の 15 項の記載は順次改訂していきますが、まずは本通知によってお知らせいたします。

記

対象製品	対象物質 (がん原性物質)	閾値
セレタック G 混和液 ハイモルエマルジョン EV-300 ハイモルエマルジョン M	酢酸ビニル	0.1%

以上